

令和 4 年 第 8 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 10 日

柳川市農業委員会

第 8 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 4 年 8 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 17名 欠席者 1名

議 題 議案第41号

1. 柳川市農業委員会会長の互選について

議案第42号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第45号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第46号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第47号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

議案第48号

1. 令和4年度の最適化活動の目標設定等について

協議事項

1. 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

2. 都市計画審議会委員の推薦について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地への現況地目変更届について

その他

農業委員

出席委員（17名）

2番 高田 一利
4番 吉丸 隆吉
6番 梶島 練二
9番 藤木 邦彦
11番 松藤 政義
13番 松藤 和彦
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜
19番 山田 善治

3番 亀崎 忠治
5番 古賀 勝次
7番 大淵 秀樹
10番 田中 満義
12番 松藤 一利
14番 島添 茂樹
16番 園田 清美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（1名）

8番 三小田 由勝

推進委員

出席委員（17名）

龍 繁 樹
藤木 二三男
梶島 一晴
古賀 宏義
米田 秀俊
平川 貴大
浦 幸之助
原 壽利
吉開 健

藤吉利 広
亀崎 壽満
梅崎 直祝
櫻木 利和
高口 勇晴
松藤 稔
鶴田 信行
三浦 榮一

欠席委員（2名）

野口 秀一

江口 克子

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局職員 田 中 道 博

農政課長 木 原 隆 文

農政課振興係長 藤 丸 賢 治

農政課振興係 中 園 歩 嵩

午後 2 時00分 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、第 8 回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第15条の規定により、会長の代理として、第 1 職務代理者であります島添副会長が議長となりますので、島添副会長、よろしく願いいたします。

○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。今日は昼間の暑い中、そしてまたお忙しい中に第 8 回柳川市農業委員会の総会に御出席いただきましてありがとうございます。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

皆さん御承知のように、稲のほうも順調に育って、そして、大豆のほうも今年は生育良々のものでございます。そして、この間からの雨で一段とまた大豆のほうの生育が伸びているようでございます。

昨年は 8 月 11 日の大雨でああいう状況になったわけですがけれども、今年こそはひとつ満作であってほしいものと思っている次第でございます。そしてまた、柳川市では非常にコロナがはやっております。

それでは、早速でございますけれども、審議に入りたいと思っておりますので、最後まで皆さん方の協力のほどをよろしくお願いいたしまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。

それでは、座って総会を始めたいと思います。

本日の出席委員数 17 名で定足数であり、また、17 名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和 4 年第 8 回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和 4 年

第 8 回柳川市農業委員会総会議案

議案第 41 号

1. 柳川市農業委員会会長の互選について

議案第42号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第45号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第46号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第47号

1. 農業の振興に係る計画書の変更について

議案第48号

1. 令和4年度の最適化活動の目標設定等について

協議事項

1. 農業振興地域整備促進協議階委員の推薦について

2. 都市計画審議会委員の推薦について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地への現況地目変更届について

その他

令和4年8月10日提出

柳川市農業委員会 会長職務代理者 島添 茂樹

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。

今回提案しております案件は、議案第41号から議案第48号までの8件と、協議事項2件と、報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、7番大淵秀樹委員、11番松藤政義委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第41号 柳川市農業委員会会長の互選についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第41号

1. 柳川市農業委員会会長の互選について

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき、柳川市農業委員会会長を互選する。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、説明いたします。

冒頭にも申し上げましたけれども、松藤前会長におかれましては、6月16日に御逝去され、現在、会長職務代理者が会長の代行をしてありますが、後任の会長を選任する必要がございます。

また、会長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は農業委員が互選した者とされておりまして、互選の方法についてですが、投票による方法、もしくは出席の農業委員さんの異議がなければ指名推選の方法も可能でございます。

説明は以上でございます。

○議長（島添茂樹君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、会長の互選に入ります。

会長の互選はどのような方法がいいでしょうか。田中委員。

○10番（田中満義君）

指名推選がいいと思います。

○議長（島添茂樹君）

ただいま指名推選という意見がございましたが、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、会長の互選については、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございます。異議なしと認め、採決いたします。

会長の互選は指名推選にすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、会長の互選は指名推選とすることに決定いたしました。

それでは、指名推選の発言をお願いします。田中委員どうぞ。

○10番（田中満義君）

私の意見でございますが、1年半の期間がありますので、柳川で選んである山田善治さんを推薦いたします。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。

ただいま田中委員より山田善治委員を推薦することの発言がありましたが、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、山田善治委員を会長としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございます。異議なしと認め、採決いたします。

山田善治さんを会長とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、山田善治さんを会長にすることに決定いたしました。

皆様の御協力により新会長を決定することができまして、ありがとうございました。

これをもちまして、議長の職務を解かせていただきます。

事務局に代わります。

○事務局長（乗富和也君）

議長を務めていただきました、島添副会長ありがとうございました。

それでは、御自身のお席のほうに御移動をお願いいたします。

それでは、新たに柳川市農業委員会会長に選任されました山田善治会長、議長席のほうにお願いいたします。

〔山田善治会長、議長席に着席〕

○事務局長（乗富和也君）

ここで、山田会長から就任の御挨拶をお願いしたいと思いますので、山田会長よろしくお願ひいたします。

○会長（山田善治君）

皆さんこんにちは。御指名いただきました、農業委員会会長を引き受けることになりました山田です。よろしくお願ひします。

皆さん御存じのように、前会長の松藤さんが思いもかけず亡くなられてまして、松藤さんにおかれましては、行動力の早さ、的確な対応、強力なリーダーシップで農業委員会の仕事に尽力をいただきました。しかし、任期途中で亡くなられたため、残りの任期を私が受け持つことになりました。

近年は、法制度や経済環境の変化する中、松藤さんのようにできないかもしれませんが、農地利用の最適化の推進、遊休農地の発生防止等に努力したいと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願ひします。（拍手）

○事務局長（乗富和也君）

山田会長、ありがとうございました。

それでは改めまして、柳川市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、山田会長よろしくお願ひいたします。

○議長（山田善治君）

それでは、議事の進行を務めさせていただきます。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第42号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積737平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,781平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,041平米、外5筆、合計4,559平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,037平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

続きまして、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇千円。

申請番号3番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。代金は6筆全てで〇〇円。

申請番号4番は、父親の〇〇さんから子の〇〇さんへ使用貸借権の設定を行うための申請です。

以上、申請番号1番から4番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の

「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第42号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第42号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第43号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積123平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積658平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積66平米。申請人、〇〇、外1名。相手方、〇〇。転用目的、敷地拡張。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積484平米、外8筆、合計18,241平米。申請人、〇〇、相手方、〇〇、外5名。転用目的、宅地分譲及び道路。

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが、自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが、資材置場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は一筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、住宅の敷地を拡張し、家庭菜園を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが、68区画の宅地分譲を行うための申請であります。

契約の種類は売買。代金は宅地2筆581.43平米、公衆用道路1筆121平米、田9筆の全ての合計で〇〇円となっております。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、3番、4番の農地区分ですが、1番は住宅等が連たんしているため、3番は沿岸道路徳益インターから300メートル以内のため、また、4番は用途地域内の準工業地域であるため、いずれも第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番の農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第43号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御意見、御質問なしと認め、お諮りいたします。採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。賛成全員であります。よって、議案第43号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第44号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第44号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,519平米、外2筆。申出人、〇〇。理由、令和4年6月23日申出、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,059平米、外2筆。申出人、〇〇。

理由、令和4年7月1日申出、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積5,123平米、外3筆。申出人、〇〇。理由、令和4年6月30日申出、経営縮小のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は両開地区、2番と3番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。

議案第44号の申請番号1番は、推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員を、申請番号2番と3番は、高口勇晴委員、平川貴大委員、浦 幸之助委員、松藤 稔委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの6名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

全員賛成でありありがとうございます。よって、議案第44号については、先ほどの6名の委員を指名することに決定いたしました。

続きまして、議案第45号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第45号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立

したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙1枚ものの、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年8月12日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積18,025平米、筆数12筆。売り手5名、買い手4名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積2,032平米、外3筆、合計5,002平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年8月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外6件です。

続きまして、A4サイズ2枚、A3サイズ24枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の農地中間管理事業を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表、公告年月日、令和4年8月12日、1、利用権設定関係、農地中間管理事業、こちらにつきましては、合計部分のみを朗読いたします。

A4サイズの2枚目、ナンバー3/3ページ、合計欄を御覧ください。

合計、存続期間、始期、令和4年11月1日、利用権の種類は賃借権、使用貸借権、地目としましては、田と畑。対象作物としましては水稲・麦・大豆。合計面積としまして——こちらがちょっと修正を各自でお願いしたいですけれども、正しくは、3,328,360.67平米が正しい数字になります、合計面積の表示が3,332,216.67平米になっていると思われまじけれども、正しくは3,328,360.67平米になります。

合計筆数としましても、1,517筆数を1,513筆に修正をお願いいたします。

関係農家数、貸し手につきましても、463戸を460戸に修正をお願いいたします。

合計借り手としましては1戸になっております。

詳細につきましては、A 3 サイズの各筆明細を御確認ください。

以上、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第45号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございます。お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第45号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第46号 柳川市農業振興地域整備計画の変更について及び議案第47号 農業の振興に係る計画書の変更についてを議題といたします。

事務局より朗読並びに農政課より説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

議案第46号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

農業進行地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき柳川市農業進行地域整備計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より同法施行規則第3条の2の規定に基

づき意見を求められたので付議する。

続きまして、

議案第47号

1. 農業の振興に関係する計画書の変更について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の規定に基づき「農業の振興に関する計画書」を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より意見を求められたので付議する。

こちらにつきましては、農政課より説明をお願いいたします。

○農政課長（木原隆文君）

皆さんこんにちは。農政課長の木原です。日頃から農業行政全般にわたり御協力を賜り、お礼を申し上げます。本日は総会の貴重なお時間をいただきありがとうございます。

農業振興地域整備計画については、農業の健全な発展を図るために策定をし、農業地域について圃場整備やかんがい排水などの公共投資、その他、農業振興に関する施策を行うためのものとなるものであります。

しかしながら、諸般の事情でやむなく農業振興地域、農用地の除外や用途区分の変更の相談がっております。整備計画の変更については年に2回受付を行っておりますが、今回は5月15日から6月14日までの受付を行っております。令和4年度第1回分として農振除外4件、用途区分の変更1件、計5件の案件がございます。この5件について、今回、農業委員さんから御意見をお伺いするものであります。

ちなみに事務の流れなんですけれども、農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業委員会や土地改良区、国、県などの関係機関からの意見聴取を行い、協議を整え、その後、農業振興地域整備促進協議会にてお諮りをし、変更計画を決定します。その後、県庁の水田農業振興課と県の農林事務所への意見照会や公示などの手続を経て申請者へ通知をすることになっております。その後、詳細な説明を担当のほうより行います。どうぞよろしく願いいたします。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

皆さんこんにちは。農政課農振担当の中園と申します。5月15日から6月14日までに除外4件、用途区分変更1件の申出がっておりますので、お手元の資料に沿って説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、1番から4番までの除外についてですが、除外の基本的な要件としては、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

必要性、規模の妥当性については配置図を御参照いただければと思います。

周辺農地の営農、利用集積への影響については、位置図及び農振図より、農地の真ん中等ではなく、宅地と既存の除外地に接続していることを御確認いただければと思います。

パイプライン等の土地改良施設への影響については、関係土地改良区に照会をしているところです。申請地にパイプラインが通っている場合は、用水機能に支障が出ない施工をしてもらうことになっております。

土地改良事業については、面整備はほとんど8年以上が経過しております。国営水路のような国営施設機能保全事業がまだ8年経過しておりませんが、27号計画により農家世帯からの雇用、水路などの土地改良施設の維持保全活動をしていただくことになっております。

5番の用途区分の変更は、農用地区域のまま農業用倉庫と農業に直接関係する施設を建設する軽微な変更です。場所については、除外地のように既存の除外地と隣接しておりませんが、土地改良施設については除外と同様に意見照会をしております。

それでは、1番から説明をしてまいります。

申請番号1番、所有者、〇〇さん、外4名。申請地番、〇〇、外9筆、面積7,742.17平米。計画変更の内容、工場。転用者、〇〇。図面等については1ページから3ページとなっております。

申請番号2番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇、面積、1,355平米のうち500平米。計画変更の内容、農家の分家住宅。転用者、〇〇さん。図面等については4ページから6ページとなっております。

申請番号3番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇。面積、173平米。計画変更の内容、一般住宅の敷地拡張。転用者、〇〇さん。図面等については7ページから9ページとなっております。

申請番号4番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇、外1筆、面積、939平米。計画変更の内容、資材置場。転用者、〇〇。図面等については、10ページから12ページとなります。

申請番号5番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、外4筆、面積、3,165平米。計画変更の内容、農業用倉庫。転用者、〇〇。図面等については13ページから15ページとなります。

なお、申請地を地元委員さんに現地を確認していただき、意見を伺っていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに農政課より議案の説明が終わりました。

議案第46号及び議案第47号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御意見なしと認め、お諮りいたします。採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第46号及び議案第47号については、提案どおりに承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第48号 令和4年度の最適化活動の目標設定等についてを議題といたします。

事務局より朗読並びに説明をお願いいたします。

議案第48号

1. 令和4年度の最適化活動の目標設定等について

○事務局長（乗富和也君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

第48号の別紙ということで議案書のほうと一緒に同封をいたしておりました内容のものを準備をお願いいたします。

こちらの内容につきましては、今年6月の総会の折に素案という形で内容のほうをお示しさせていただいております。本日、議案として審議いただき、御決定をお願いしたいと思っておりますが、内容的には、大きくは記載の内容は変わっておりません。それで、改めて簡潔に御説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。

現在の農業委員会の体制ということで、まず、委員の皆さんの任期が昨年3月22日から令和6年3月21日ということで、農業委員の定数、実数の状況、それから、それに関する認定農業者云々というふうな表になっておりますので、御確認をお願いいたします。

続いて、農地利用最適化推進委員さんについては実数19名、担当地区数4地区ということになっております。

それから、2番目になりますが、農家・農地等の概要のところでは、

こちらについては2020年の農林業センサスの数値を基に記入するようになっておりまして、総農家数1,079、農業経営体数は664、それから、真ん中の表に行きまして、基幹的農業従事者数1,062、うち女性448、うち40代以下110と。

続いて、一番右のほうですが、こちら4月1日現在での柳川市の状況となっております。認定農業者数が270ということで、以下のような状況となっております。

続いて、1ページの一番下の表でございますが、耕地面積3,830ヘクタール、畑60ヘクタールということで、耕地面積の合計が3,890ヘクタールという状況です。

続いて、2ページのほうをお願いいたします。

最適化活動の目標ということで、まず、1番目の最適化活動の成果目標ということで、農地の集積ということになります。

先ほど申しましたように管内の農地面積3,890ヘクタールに対し、前年度末の集積状況が3,112ヘクタール、担い手と言われる方々へ今集積をされておる面積の状況です。その率が80%ちょうどという状況となっております。

②目標ということで、柳川市農業委員会として目標を令和5年度と設定いたしまして、今年度は、下に行きまして、新たに8ヘクタールを集積面積としてさらに増やしたいと。

そして今年度、令和4年度末には3,120ヘクタールに持っていきたいというふうな内容でございます。

集積率80.5%は、令和5年度に80.5%まで持っていきたいという内容でございます。それで、4年度については8ヘクタールをまず集積を増やしたいと。それで、4年度の末の状況では3,120ヘクタールまで持っていきたいというふうにお読み取りをいただきたいと思えます。農地面積3,890ヘクタールに対し3,120ヘクタールまで持っていきますと80.2%になるというふうな見方ということで御理解をいただきたいと思えます。

続いて、遊休農地の解消でございます。

令和3年度末の遊休農地の状況については2.2ヘクタールというふうになっております。課題としましては、遊休農地の多くは面積が狭くて、大型農業機械が使いにくいなどの理由でなかなか新たな耕作者が現れにくい状況があるということで記載をいたしております。

その下、目標というところになります。まず、先ほども言いましたように令和3年度の遊休農地面積が2.2ヘクタールでございます。その2.2ヘクタールの下に0.44ヘクタールというふうに書いておりますが、こちらがその5分の1の緑区分と言われる遊休農地の解消の目標面積を5分の1と記入するようになっておりますので、2.2割る5ということで0.44ヘクタールを記載いたしております。

それから、その下のところはbということで、黄区分の遊休農地の解消、こちらは該当がありません。

2ページ一番下、こちらは令和4年度の目標全体の設定に関しては記入する必要がないという指示が来ておりますので、こちらは空欄で大丈夫です。

最後、3ページのほうをお願いいたします。

まず、上から新規参入の促進ということで、まず、現状といたしまして、令和元年度新規参入者数4経営体、面積が1.7ヘクタールということで、元年度、2年度、3年度の状況を記載いたしております。

課題としましては、高収益作物生産に向けた新規就農を計画、あるいは推進する中において、近年の園芸ハウス施設などの資材高騰で非常に高くなっているというふうなところや、また、設備資金の経費の確保とか、後々の返済に係る将来的不安がやはりあるというふうなことを記載いたしております。

目標、続いて権利移動面積という欄でございますが、平成28年度315ヘクタールから、

右に行っていただきますと、平成30年度286ヘクタールというふうに記載をいたしております。これは何かといいますと、相対ですね、持ち主と借り主の個人相対による農地の利用権設定、こちらの面積を記載いたしております。それによって、その3年分を平均で出しますと298ヘクタールというふうになります。

その下に新規参入者への貸付等について云々というところがございしますが、ここに29.8ヘクタールと記載をいたしております。これについては、先ほどの平均値が298ヘクタールですので、その1割以上を設定するようになっております。一応、1割ちょうどの面積の29.8ヘクタールということで設定をいたしております。

それから、次、2番目、最適化活動の活動目標ということで説明いたしますが、まず、6月の素案のときも申し上げましたけれども、推進委員等が最適化活動を行う日数、目標ということで、柳川市農業委員会としては1人当たりの活動日数を1か月に6日はしていこうというふうな目標にしております。

その右を御覧いただきたいと思いますが、最適化活動を行う農業委員の人数、こちらはゼロと記載をいたしております。農地利用最適化推進委員の人数19人というふうに記載をいたしております。

それで、これは誤解のないようお願いしたいですけれども、当然、農業委員さんも含めて、農業委員会として農地利用の最適化というのは当然取り組む必要性がございします。その月に6日を活動目標としてというふうに設定をいたします。この設定の数値については、推進委員さんの毎月活動記録の内容を出していただくわけですけれども、それによって6日平均を上回ればいいということで、当然、農業委員さんのほうはこの目標の6日というのは数字上、表に出てきませんけれども、当然活動はしていただくということで、そこはお間違いのないように御理解をいただきたいと思います。

続いて、(2)活動強化月間の設定目標。

活動強化月間の設定回数ということで3回ということにしております。まず、強化月間として3回はまず設定をなさいというふうな指示になっておりまして、じゃ、皆さんが一斉に取り組む内容は何なのかというふうに柳川市農業委員会の活動を考えたときに、ここの下に6月、8月、11月と記載をいたしております。6月は、その横にありますように、大体毎年、個人相対の利用権の申込み及び照会で審議をしていただくことになっております。当然、それらに対して、皆さんは議案書、資料で当然御確認もいただくこともありますし、

あるいは近隣の情報とか、その辺を確認いただくことになっておるかというふうに思いますので、6月と11月がその利用権相対の審議をしていただく月になりますので、まずはその2つですね。それと、8月には農地パトロールを一斉に取り組んでいただきますので、その利用状況調査ということで、全体で取り組む内容は6月、8月、11月の3回ということで設定をいたしております。

最後になりますが、新規参入相談会への参加目標ということで、新規参入相談会への参加回数、1回というふうにしております。これについては、3ページの表の一番下に米印で細かく書いてございますが、新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入というふうになっております。じゃ、柳川市はどういうふうに相談会があつておるかというふうなところになります。毎月第2水曜日を基本に、市の農政課、それからJA、県の普及指導センターの担当者による新規就農を希望される方向けの相談会というのを毎月、基本、実施をいたしております。それで、ここに書いていますが、開催状況11月、参加者数1名ということで、相談会、新規就農相談、開催場所、柳川市役所大和庁舎、こちらが毎月、大和庁舎のほうで開催されておりますので、推進委員さんの中から、ひとまずと言うといけませんけど、11月あたりの相談会の中にお一人状況を含めて参加をいただければ、この目標は一応達成するという形での設定になっております。

ちょっと長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第48号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長（山田善治君）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第48号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、協議事項に入ります。

初めに、農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について協議をいたします。

事務局より協議事項の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の9ページを御覧ください。

協議事項

1. 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

柳川市長より農業振興地域整備促進協議会委員の推薦依頼があったので、推薦委員の決定について協議する。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、説明をさせていただきます。

こちらの農業振興地域整備促進協議会委員の推薦については、今年、令和4年の1月総会で松藤前会長、島添副会長、田中副会長、それと、推進委員の野口秀一推進委員さんの4名を推薦してきておりました。今回は、松藤前会長がお亡くなりになられたことを受けて1名の推薦依頼があっているところでございます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より協議事項の朗読並びに説明が終わりました。

今回の農業振興地域整備促進協議会委員の推薦1名につきましては、松藤前会長の後任ということで会長の私を推薦したいと考えておりますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。御意見、御質問なしと認め、決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございます。御異議なしと認め、決定させていただきます。

次に、都市計画審議会委員の推薦について協議をいたします。

事務局より協議事項の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

協議事項

2. 都市計画審議会委員の推薦について

柳川市長より都市計画審議会委員の推薦依頼があったので、推薦委員の決定について協議する。

○事務局長（乗富和也君）

こちらについて、説明させていただきます。

都市計画審議会委員の推薦についてでございますが、このたび、こちらの都市計画審議会委員の任期自体が満了になったということによりまして、新たに1名の推薦依頼がっております。

従来でいきますと、これまで農業委員会会長を推薦してきておる経過となっております。

以上でございます。

○議長（山田善治君）

事務局より協議事項の朗読が終わりました。

こちらについても、従来どおり会長の私を推薦させていただきたいと考えておりますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、決定したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございます。御異議なしと認め、決定させていただきます。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の10ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年6月23日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,613平米、外1筆、合計4,813平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。

外13件です。

続きまして、議案書の13ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年6月23日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積32平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇、〇〇、代表管理人、〇〇。摘要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、令和4年6月23日。

外2件です。

続きまして、14ページを御覧ください。

報 告

3. 農地への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年6月24日。農地の所在、〇〇、地目・畑、面積543平米。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、令和3年度まで雑種地として使用してきましたが、現在は農地として利用していますので、届出ます。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、連絡事項として2点でございます。あっせん委員の皆さんへの資料は、後ほどのパトロールの説明会を簡潔に終わらせた後に資料のほうをお配りさせていただきます。

それから2点目、9月の総会日時でございます。

9月総会を9月9日金曜日になります。同じく、午後2時からこちらで開催を予定したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。これもちまして、令和4年第8回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時10分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年8月10日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

柳川市農業委員会会長職務代理者 島 添 茂 樹

会 議 録 署 名 委 員 大 淵 秀 樹

〃 松 藤 政 義